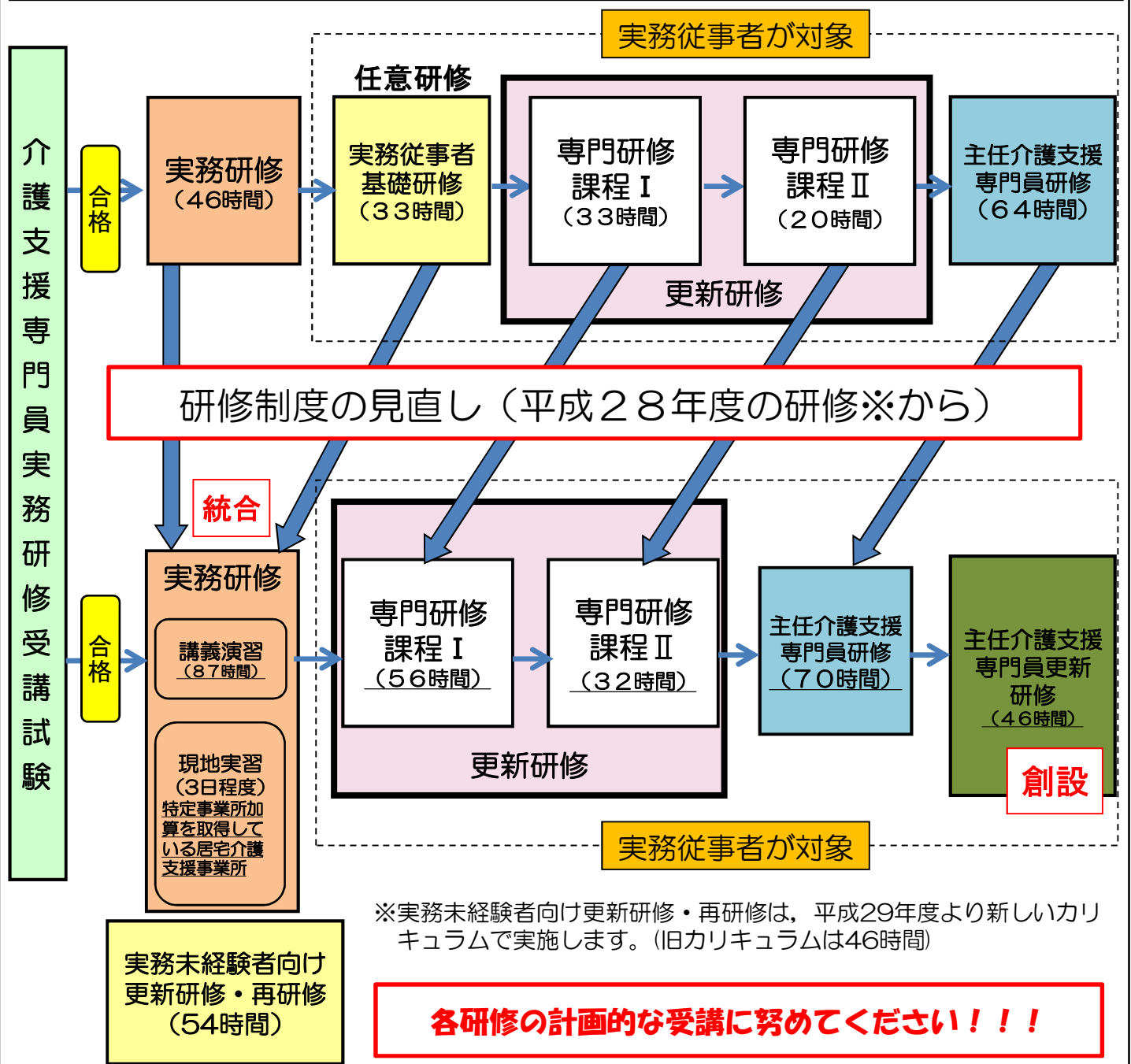


介護支援専門員法定研修の受講について（暫定版）

介護支援専門員に係る各研修の実施方法等の見直しが行われ、平成28年度から、研修内容が充実されるとともに、主任介護支援専門員更新研修が創設されます。

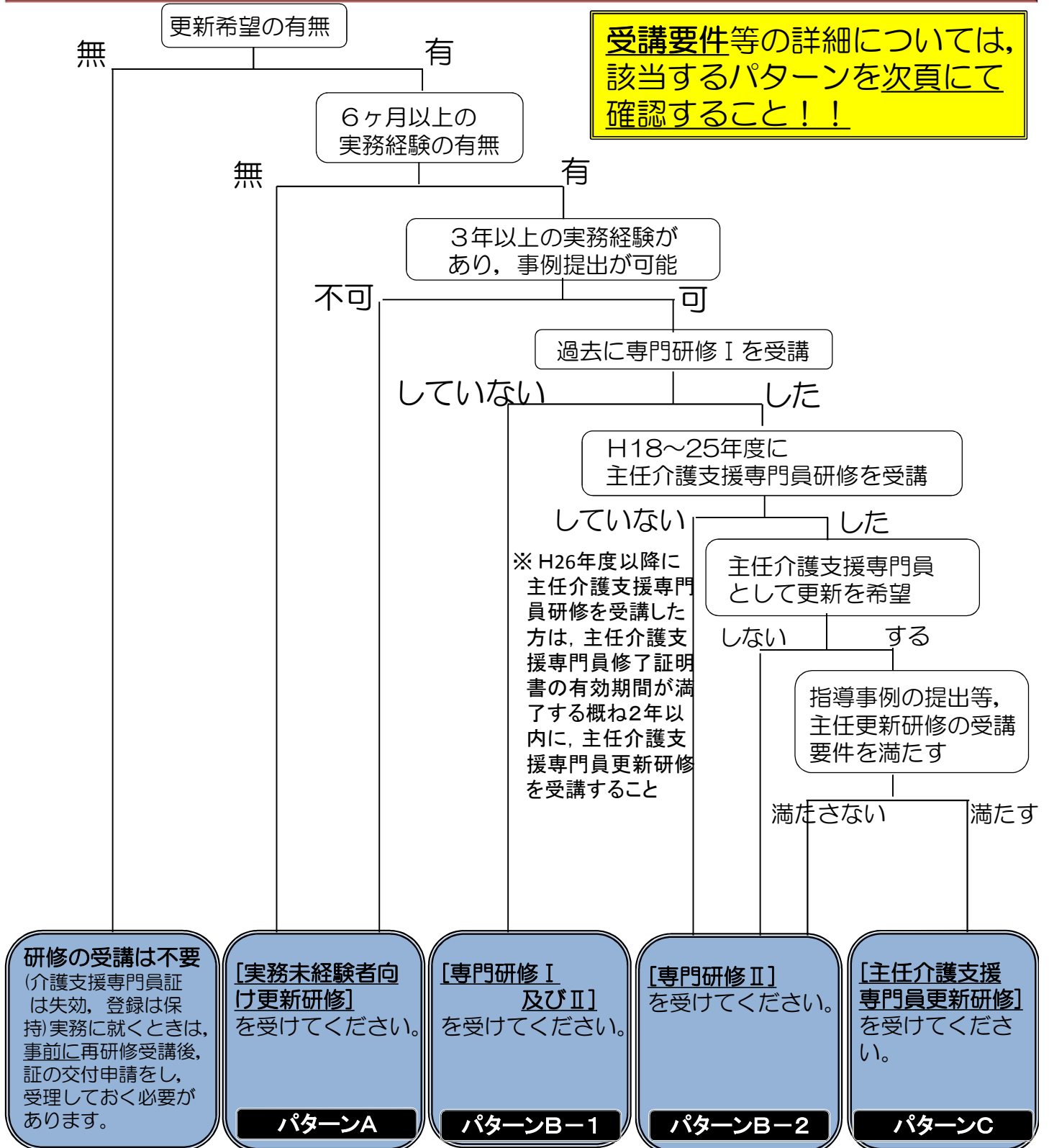
介護支援専門員の研修制度の見直し

○地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを實踐できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。



●介護支援専門員更新研修受講フロー図及び受講要件

受講要件等の詳細については、該当するパターンを次頁にて確認すること！！



※ H26年度以降に主任介護支援専門員研修を受講した方は、主任介護支援専門員修了証明書の有効期間が満了する概ね2年以内に、主任介護支援専門員更新研修を受講すること

更新手続きを行わず、「介護支援専門員証」を失効している場合



[再研修]を受けてください。
パターンA

★介護支援専門員として更新

パターンA

○実務未経験者向け更新研修・再研修 … ①～③のうち、いずれか1つ

- ①実務に就いたことがない者
- ②過去に実務に就いたことはあるが、その後5年以上実務に就いていない(期間が空いている)者
- ③現在、介護支援専門員として実務に就いている者又は過去に実務に就いたことがあるが、実務経験が3年未満の更新の者

★介護支援専門員として更新（3年以上の実務経験あり）

パターンB

○専門研修課程Ⅰ 及び 専門研修課程Ⅱ

B-1

○専門研修課程Ⅱ(既に専門研修課程Ⅰを受講した者)

B-2

【専門研修課程Ⅰ】 … ①、②のいずれか

- ①就業後6ヶ月以上で、現在、介護支援専門員として実務に就いている者で、平成〇〇年度(現年度-4年)以降の事例提出可能な者
- ②過去に6ヶ月以上実務に就いたことがあり、平成〇〇年度(現年度-4年)以降の事例提出可能な者

【専門研修課程Ⅱ】 … ①～③のうち、いずれか1つ

- ①現在、介護支援専門員として3年以上実務に就いている者かつ専門研修Ⅰ修了者で、平成〇〇年度(現年度-4年)以降の事例※提出可能な者
- ②2回目以降の更新の場合で、現在、介護支援専門員として実務に就いている者で、平成〇〇年度(現年度-4年)以降の事例※提出可能な者
- ③過去に実務に就いたことがあり、2回目以降の更新の場合で、平成〇〇年度(現年度-4年)以降の事例※提出が可能な者

※専門研修課程Ⅰの受講について、介護支援専門員として、効果的にその専門性を高めるためには早期に受講することが適当であることから、更新時期に併せて、続けて専門研修課程Ⅰ、Ⅱを受講するのではなく、就業後6ヶ月以上3年以内に予め専門研修課程Ⅰを受講の上、更新時期に専門研修課程Ⅱのみを受講することが望ましい。

★主任介護支援専門員として更新

パターンC

○主任介護支援専門員更新研修 … 下記①、⑦ 及び ②～⑥のうち、いずれか1つ

- ①主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者（必須）
- ②介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター経験者
- ③地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上かつ16時間以上の参加者
- ④日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験者
- ⑤日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑥主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者
- ⑦平成〇〇年度(現年度-4年)以降の指導事例※提出可能な者（必須）

●主任介護支援専門員更新研修を受講しない場合、主任介護支援専門員ではなくなります。以降の更新は **パターンA又はB** により、証を更新してください。

再び、主任介護支援専門員として実務に就く場合には、改めて主任介護支援専門員研修の受講が必要！！！！

※ 提出する事例の種類

- I リハビリテーション及び福祉用具の活用
- II 看取り等における看護サービスの活用
- III 認知症
- IV 入退院時等における医療との連携
- V 家族への支援の視点が必要
- VI 社会資源の活用に向けた関係機関との連携
- VII 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用

●事例数については、各研修の開催要綱等でご確認ください。

●主任介護支援専門員の有効期間と 主任介護支援専門員更新研修の受講年度について

●主任介護支援専門員更新研修が新たに創設されたことから、主任介護支援専門員の有効期間が、以下のとおり設定された。

●介護支援専門員証の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修を受講すれば、主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間、介護支援専門員証と主任介護支援専門員の有効期間が更新される。

●証の有効期間の更新については、介護支援専門員証と主任介護支援専門員の有効期間を比較し、早く切れる有効期間までに、更新のための研修を受講することが必要。

主任研修 受講年度	H18～23	H24, 25	H26	H27
主任介護支援専門員の有効期間満了日	経過措置により H31年3月31日まで	経過措置により H32年3月31日まで	主任介護支援専門員研修修了日から5年後	
主任更新研修受講年度	H28～30年度のいずれか	H28～31年度のいずれか	H29～31年度のいずれか	H30～32年度のいずれか
留意事項	介護支援専門員証の有効期間が切れると、実務はできません。 また当然、主任介護支援専門員更新研修の受講もできません。			

<(例)H18～H23に主任介護支援専門員を受講した場合の主任更新受講年度>

介護支援専門員証の有効期間満了年度	経過措置期間							
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
H30年度	主任	更新研修 ※更新研修免除	主任有効期間					
	主任	更新研修 ※更新研修免除	主任有効期間					
	主任	更新研修 ★	主任有効期間					
H31年度	主任	更新研修 ※更新研修免除	主任有効期間					
	主任	更新研修 ※更新研修免除	主任有効期間					
	主任	更新研修 ※更新研修免除	主任有効期間					

★主任介護支援専門員更新研修を受講する年度の前に『介護支援専門員証』の更新研修があるため、介護支援専門員証の更新研修を受講したのち、翌年度に主任介護支援専門員更新研修を受講することとなります。

主任介護支援専門員更新研修の受講年度の確認については、次頁「主任介護支援専門員更新研修受講フロー図」を参照してください！

●主任介護支援専門員更新研修受講フロー図

【重要】※必ずお読みください!!!

- 主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新」という。）は、介護支援専門員証（以下、「証」という。）の有効期間内に修了する必要があります!
- 主任更新研修を修了する前に証の有効期間が満了する方は、主任更新研修を受講する前に、これまで受講してきた更新研修（専門研修Ⅱ等）において、証の更新を行ってください!
- 主任更新研修を受講することにより、証も更新され、証の有効期間と主任の有効期間が一本化されます!

主任介護支援専門員更新研修の受講を希望しますか？

はい

いいえ

指導事例の提出等及び受講要件を満たしていますか？

いいえ

証の有効期間内に専門研修Ⅱにより「証」の更新を行ってください。

※主任更新研修を受講しない場合、主任介護支援専門員の有効期間満了後は、主任介護支援専門員ではなくなります。

再度、主任介護支援専門員になるには、主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。

主任介護支援専門員研修を修了した年度はいつですか？

はい

H18~H23

H24~H25

H26

H27

H28~H30
のいずれか

H28~H31
のいずれか

H29~H31
のいずれか

H30~H32
のいずれか

上段「主任更新受講可能年度」のうち、受講希望年度は、「証」の有効期間内にありますか？

ある

ない

更新研修
(専門研修Ⅱ)
で証を更新

希望年度に
主任更新受講
※専門研修は免除

主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間の有効期間が設けられています!

主任更新受講
希望年度に
主任更新受講

更新を希望しない方及び失効後に再度、業務に就きたい方

■更新研修の受講を希望しない場合■

手続きは不要です。

「介護支援専門員証」の有効期間満了日までに、該当の更新研修を受講しなければ、「介護支援専門員証」は**失効**します。

■介護支援専門員証を失効後に、再度、介護支援専門員として業務に就きたい場合■

「介護支援専門員再研修(年1回開催)」を受講のうえ、「介護支援専門員証」の交付申請を行い、交付を受ければ、介護支援専門員として業務に就くことが可能です。

注 意

■研修受講者は、**各自、介護支援専門員証の有効期間が切れる前に更新申請手続きができるよう、研修の受講要件や申込み時期(期限)を確認**の上、更新研修を受講してください！

なお、介護支援専門員証の有効期間満了日までに更新研修を受講していても、**更新の申請手続きを行わないと、失効**となります。

■介護支援専門員研修の意向届出票（仮申込み）の**申込み期間を約1ヶ月間**設けます。

■失効された方は、介護支援専門員としての登録はそのままですが、新たな「介護支援専門員証」を取得するまで、介護支援専門員としての業務は行えませんのでご注意ください。

もし、「介護支援専門員証」の失効期間中に介護支援専門員の業務を行った場合は、介護保険法第69条の39第3項第3号の介護支援専門員の登録消除に該当し、その後5年間は、介護支援専門員として登録できませんので、ご注意ください。

■研修受講者は、**事業所等の管理者へご自身の研修受講時期をお伝え**ください。

■管理者は、**施設等の人員配置基準等を考え、職員の更新研修が計画的に受講できるように調整**ください。

※ 原則、**介護支援専門員証の有効期間満了日が属する年度の前年度**に更新研修を受講すること。